

グループ・同好会規程

(グループ・同好会の目的)

第1条 グループ・同好会は、校友会員で、在学中のゼミ・サークル、学生会およびこれらに類するグループ・同好会ならびに特定の目的を持つ15名以上の会員により構成され、合同部会・会長の承認を得て、活動をする組織をいう。

(グループ・同好会設立の要件)

第2条 グループ・同好会の発起人は5名以上とする。(但し、他の支部・グループ・同好会の役員以外とする。)

2. グループ・同好会の会員は、校友会員15名以上とする。(6月1日に会員が15名未満になった場合は休止し、再度、15名以上になった時に申請をする。)(発起人を含む。)

(グループ・同好会の組織と役員)

第3条 グループ・同好会は、円滑な運営を図るために次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1)グループ・同好会代表 | 1名 |
| (2)グループ・同好会副代表 | 若干名 |
| (3)事務局長 | 1名 |
| (4)会計 | 若干名 |
| (5)会計監査 | 若干名 |
| (6)その他(事務局次長、監事、幹事) | 任意 |

但し、(1)~(5)の役員は、校友会会員の中から選任する。

(グループ・同好会の活動)

第4条 活動は、グループ・同好会が主体的に計画し実行するものとする。

- (1)年次総会、懇親会等
- (2)その他(会則作成、ホームページの開設・運用・会報発行、諸交流)

(グループ・同好会の会計)

第5条 グループ・同好会は、会の運営の為に年会費及び臨時会費を徴収することができる。会計年度の期間は、6月1日から5月31日とする。

(本部との連携)

第6条 グループ・同好会は、役員の届出及び活動についての情報等を適宜本部に報告をし、相互の連携に努めるものとする。

(助成金の支給)

第7条 グループ・同好会に対する助成金は、支部の助成金と同等とする。

(代議員の選出)

第8条 グループ・同好会に対する代議員の選任は、支部と同等とする。